

熊本赤十字病院研修生の研修内規

(目的)

第1条 この内規は、熊本赤十字病院（以下「本院」という。）における研修秩序を維持し、研修能率を向上させることを目的とする。

(申請及び承認)

第2条 本院において、研修や実習を希望する者（以下「研修生」という。）は、文書により院長に申請しなければならない。

2 院長は、前項の申請があったときは、病院の業務に支障がないと認められ、かつその研修の効果が認められる場合は、別記第1号様式により受け入れを承認する。

(研修心得)

第3条 研修生は、勤務時間中は、所属上長の指揮命令に従い、規律を重んじ、常に周到なる注意をもって定められた職務に専念しなければならない。

2 研修生は患者に対して、親切、丁寧を旨とし、その安心と信頼とを損なうような言動があってはならない。

3 薬品、消耗品等は、その合理的な使用をはかるとともに、節約に努めなければならない。

4 機械、器具、備品類の管理保全に努め、故障、破損、紛失等の場合は、直ちに所属上長に報告しなければならない。なお、破損等の状況により、有償弁償になることもある。

5 研修生の研修時間は、職員の勤務時間に準ずるものとする。

6 服装は、定められた服装及び腕章を着用しなければならない。なお、被服については、自己負担とする。

7 前項の服装は、院長または所属上長から勤務を命じられた場所以外での着用を禁止する。

(業務上の機密保持)

第4条 研修生は、自己の負担する職務であると否とを問わず業務上の機密、個人情報を研修中はもちろん、その後も第三者に故意または過失によって漏洩したり、使用してはならない。

2 研修生は本院の個人情報保護に関する諸規定を遵守しなければならない。

(災害等の防止)

第5条 研修生は、常に職場の整理整頓に努め、火災、盗難の予防、危険物の取扱いに注意し、理性と常識とによって行動し、災害等の発生を未然に防止しなければならない。

(研修取消)

第6条 研修生が規定に違反し、又は研修生としてふさわしくない行為があったときは、院長はその研修を停止し、若しくは第2条第2項の研修受け入れの承認を取り消すことができる。

(損害賠償責任)

第7条 研修生が故意又は過失により本院の施設並びに備品、又は患者に対して損害を与えた場合、院長はその損害の賠償を求めることができる。

2 研修生が自己の不注意により研修中に負傷し、又は疾病に罹ったときは、本人の責任において、速やかに処理しなければならない。

(健康管理)

第8条 研修生は、特に研修期間前に必ず定期的な健康診断を行い、自己の健康状態を把握しなければならない。また、患者などに感染の恐れのある場合は、研修してはならない。

(研修生の事故)

第9条 研修生が実習中において、自己の責めに帰する理由により事故や罹患に遭っても本院はその責任を一切負わないものとする。

(その他)

第10条 この内規に定められた事項以外については、本院就業規則に準ずるものとする。

附 則

この内規は、昭和51年7月1日から施行する。

この内規は、昭和56年5月1日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

この内規は、平成12年5月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

この内規は、平成17年4月1日から施行する。